

○平成11年郵政省告示第246号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）新旧対照表

改正案	現行
<p>別表 機器の測定回路及び測定方法</p> <p>以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1×10^{-8}以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 搜索救助用位置指示送信装置</p> <p>(1) 周波数の偏差</p> <p>受検機器—疑似空中線回路—周波数計</p> <p>スイッチ投入1分後の受検機器が、無変調状態で搬送波のみを出力したときの試験周波数に対する偏差の最大値を求める。</p> <p>(2) 変調指数</p> <p>受検機器—トリガ回路— 疑似空中線回路—高周波信号分析機</p> <p>又は</p> <p>受検機器—トリガ回路— 疑似空中線回路—検波器—ストレージオシロスコープ</p> <p>① <u>メッセージの構造のデータに010101を連続して使用する信号により変調したときの周波数偏移を測定する。</u></p> <p>② <u>メッセージの構造のデータに00001111を連続して使用する信号により変調したときの周波数偏移を測定する。</u></p> <p>(3) 等価等方輻射電力</p> <p>試験方法は、次のとおりとする。</p> <p>① 測定サイトの条件</p>	<p>別表 機器の測定回路及び測定方法</p> <p>以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1×10^{-8}以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。</p> <p>1～4 (略)</p>

直径 3 m 以上の導電性大地を有していること。

② 測定回路

受検機器—空中線回路—尖頭電力計

ア 受検機器は、木その他の絶縁材料により作られた高さ 1m の台の上に、通常の使用状態に近い状態で設置すること。

イ 受検機器と測定用空中線の距離は 5m 以上とすること。

ウ 測定用空中線は、木その他の絶縁材料により作られた台の上に垂直に設置すること。

エ 測定用空中線は、受検機器からの仰角が 0 度以上 30 度以下、かつ、尖頭電力計の受信レベルが最大となるように高さを調整すること。

③ 測定手順

90 度毎に受検機器を回転させ、異なる 4 方向での受信レベルを測定し、最小の受信レベル、測定用空中線の空中線利得、受信側減衰器と接続ケーブルの損失及び送信用空中線と測定用空中線との間の伝搬損失を記録する。

(4) 送信電力の立ち上り時間

受検機器—疑似空中線回路—スペクトル分析機

送信を開始後、送信出力が安定状態の 80% に達するまでの時間を測定する。

(5) 送信電力の立ち下り時間

測定回路は、(4) に同じ。

送信を終了後、送信出力が 50 dB 以下となるまでの時間を測定する。

(6) 上記以外の測定項目

2 の (6) に同じ。

6 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 (略)

5 設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備 (略)

- 7 船舶航空機間双方向無線電話
(略)
- 8 デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器
(略)
- 9 デジタル選択呼出装置の機器
(略)
- 10 船舶自動識別装置の機器
(略)
- 11 狭帯域直接印刷電信装置の機器
(1) マーク及びスペース周波数
測定回路及び測定方法は、9 (3) に同じ。
(2) 信号伝送速度
測定回路及び測定方法は、9 (4) に同じ。
- 12 インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器
(略)
- 13 デジタル選択呼出専用受信器の機器
(略)
- 14 ナブテックス受信器の機器
試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。
測定回路及び測定方法は、13 に同じ。
- 15 インマルサット船舶地球局の無線設備の機器
(略)
- 16 地上無線航法装置の機器
(略)
- 17 衛星無線航法装置の機器
(略)
- 18 船舶に設置する無線航行のためのレーダー
(略)

- 6 船舶航空機間双方向無線電話
(略)
- 7 デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器
(略)
- 8 デジタル選択呼出装置の機器
(略)
- 9 船舶自動識別装置の機器
(略)
- 10 狭帯域直接印刷電信装置の機器
(1) マーク及びスペース周波数
測定回路及び測定方法は、7 (3) に同じ。
(2) 信号伝送速度
測定回路及び測定方法は、7 (4) に同じ。
- 11 インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器
(略)
- 12 デジタル選択呼出専用受信器の機器
(略)
- 13 ナブテックス受信器の機器
試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。
測定回路及び測定方法は、9 に同じ。
- 14 インマルサット船舶地球局の無線設備の機器
(略)
- 15 地上無線航法装置の機器
(略)
- 16 衛星無線航法装置の機器
(略)
- 17 船舶に設置する無線航行のためのレーダー (設備規則第 48 条第 2 項のレーダー及び同条第 3 項のレーダー)
(略)